

# しあわせ南流

南流山地区社会福祉協議会  
広報部会事務局  
会長 市川 誠  
南流山 8-6-1-1-705  
☎ 7140-7152

## 『いきいきシニアの会』(1月21日)の開催報告



南流山中学校吹奏楽部の演奏(「童謡コレクション」等)



なかよし保育園(踊りの後、歌「そうだったらいいな」)



南流山小学校の音楽部4年生の演奏(「上を向いて歩こう」等)



木マミーズ(三味線曲弾の後、「花笠音頭」等)



南部地域包括支援センターの健康話・体操



南流山寿楽会の舞踊「お座敷小唄」、「富士」



「富士」



佐藤アツさんの舞踊「白雲の城」

南流山小学校区にお住まいの70歳以上の方をお招きし、地域の皆さんによる演奏や演芸、昼食等をお楽しみいただく当地区社協主催・流山市後援の「いきいきシニアの会」、当初、10月22日を予定しましたが、衆議院議員総選挙の日となり、平成30年1月21日に開催延期しました。そして招待状をお届けした1,426名の皆様から346名の方にご利用いただきました。

会は当地区社協の市川会長の挨拶、米寿・喜寿を迎えられた方の代表者へのお祝い贈呈で始まりました。井崎市長には、南流山中学校吹奏楽部の皆さんの素晴らしい歌と演奏の後でご挨拶いただきました。なかよし保育園の園児の皆さんの踊りと歌う姿に会場の皆さん、目を細められていました。続いて南流山小学校音楽部4年生の皆

さんに素敵なりコーダ演奏を披露いただきました。

会場で出張相談コーナーを開設の流山市南部地域包括支援センターの皆さんによる体操などのお話の後、南流山寿楽会の皆さんによる舞踊、木マミーズの皆さんによる演奏と唄を披露いただきました。

昼食は、ボランティアの皆さんの調理による具沢山の汁物と一緒に弁当を楽しんでいただきました。カラオケの後、佐藤アツさんによる舞踏を披露していただき、当地区社協の牧野副会長の挨拶で会を終えました。

演芸の部でご出演いただいた皆様、会の運営にご協力いただいた自治会、ボランティア組織などの皆様、16名の中学生ボランティア、7名の小学生ボランティアの皆様にお礼申し上げます。



# かかりつけ薬剤師・薬局

複数の医療機関にかかり、各医療機関で処方薬を別々の薬局で入手する場合、同じ薬が処方されていることに気付かず、過剰摂取となったり、相互作用（悪い飲み合わせ）が発生する可能性があります。そこでこれに対応するため、平成28年4月に「[かかりつけ薬剤師の制度](#)」がスタートしました。

「かかりつけ薬剤師」は薬（医師の処方せんに基づいて薬剤師が調剤する医療用医薬品、処方せん無しで買える市販薬）について注意を要する飲み合わせのチェック、服薬指導、薬に関連する情報提供などをしてくれます。そして薬剤師による薬の一元管理により、症状が改善された事例も報告されています。複数の医療機関にかかり、複数の薬局を利用して複数の「お薬手帳」を持たれている場合、一つの薬局に利用を絞って一冊の「お薬手帳」にまとめることをお勧めします（「かかりつけ薬剤師」に自分の薬を管理してもらう場合、保険により異なりますが、20～100円の費用となります）。

かかりつけ薬剤師・薬局とは？ | 日本薬剤師会

<http://www.nichiyaku.or.jp/kakaritsuke/>

## DVと相談窓口について

「主人の好きにさせて下さい」とある婦人から硬い口調の言葉を聞いた際、彼女の顔にバンドエイドが貼られているのに気付きました。DVが懸念されましたが、その家庭に立ち入ることの難しさを実感させられました。

平成13年に「[配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律](#)」（通称「DV防止法」（DV：domestic violence））が「配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図る」を目的に制定されました。しかし、[警察庁の統計](#)によると平成28年中に検挙した配偶者（内縁関係を含む）間における殺人、傷害、暴行は6,849件で9割以上が女性が被害者となった事件で、事件化していない被害も多数あることが容易に想像されます（参考：[平成29年交通事故死者数](#)は3,694人）。また、男女共同参画局（内閣府）の平成26年度調査の「[男女間における暴力に関する調査報告書](#)」によるとこれまで結婚したことのある女性のうち、配偶者（事実婚や別居中の夫婦、元配偶者の相手も含む）等から、「身体的暴行」、「心理的攻撃」、「経済的圧迫」、「性的強要」といった暴力を受けたことが「何度もあった」人は9.7%とされます。

DVとはどのようなものか、認識されていないため、被害にあっても被害者という自覚がない場合があります。そこで「[医療関係者のためのDV被害者対応の手引](#)」（岡山県）を参考にDV被害を解説し、DV相談

表1 暴力の種類

暴力の種類	内容
身体的暴力	殴る、蹴る、火傷させる、刃物などで脅す等
性的暴力	避妊に協力しない、意に反する性行為を強要する等
精神的暴力	無視する、大声でののしる、大切にしているものを壊したり、捨てたりする等
経済的暴力	生活費を渡さない、使わせない、収入を取り上げる等
社会的暴力	交友関係や電話を細かくチェックする。外出を制限する等

窓口を紹介します。

DV防止法で示す相手の尊厳を傷つける暴力として表1の分類があります。暴力を振るう加害者には一定のタイプはないと言われます。周囲の人から「家で暴力をふるっているとは・・・」と思われる人もいます。

DVの被害者が逃げられない理由に下記があります。

- ① 暴力を振るわれ続けることで「逃げたら殺されるかもしれない」という強い恐怖、「助けてくれる人は誰もいない」という無力感、「自分が悪いから暴力を振るわれるのだ」という自信のない状態となり、逃げる気力や誰かに相談する気力を持てなくなる。
- ② 親しい関係のはずの加害者が暴力を正当化することで、「相手の暴力による被害者」であることを被害者が自覚し難くなる。相手が暴力を爆発後、反省した姿を見せ、やさしく振舞うという行動サイクルがある場合も被害者が「被害者」の自覚をし難くする。
- ③ 「夫が妻に暴力を振るうのはある程度しかたない」と誤った社会通念からの暴力の受容、加害者から逃げることによる人間関係や生活基盤を喪失することの恐れ、「自分さえ我慢すれば」という子供への影響の不安（注：DVを見た子供はそのことが心の傷となります。）

DVは家庭内で起きることが多く、外部から見えず、他者の介入を難しくしています。このため、被害に遭われている方が「私はDVの被害者なんだ」とご自覚いただき、以下のDV相談窓口などをご利用いただくことが状況改善の第一歩となります。

「「少しでも勇気を出していただければ」と願います。

<b>千葉県女性サポートセンター</b> 365日24時間 相談専用電話 ☎ 043-206-8002 面接相談〔要予約〕 平日午前9時～午後5時 <b>流山市 子ども家庭課</b> ☎ 04-7150-6082 <b>千葉県警相談サポートコーナー</b> ☎ 043-227-9110 平日8時30分～17時15分（犯罪被害相談） 一時避難場所入所の手伝い等各種の対応があります。
---

「医療関係者のためのDV被害者対応の手引」（岡山県）  
<http://www.pref.okayama.jp/page/detail-52783.html>